
文化財第二課



文化財第二課の所掌事務について

○建造物である有形文化財の調査・指定等に関すること

○記念物，文化的景観，伝統的建造物群保存地区の調査・
指定等に関すること

文化財第二課の概算要求について①

1. 文化財の保護対策の検討等

◆地域の文化財を担う専門的職員育成事業

地方公共団体の専門職員の多数を占めている埋蔵文化財専門職員等に対する研修を実施。

◆日本における水中遺跡保護対策の整備充実に関する調査研究事業

水中遺跡保護に関する統一的な手法を確立するための調査研究を実施。

等

2. 史跡等の保存整備・活用等

◆史跡等の買上げ

地方公共団体が史跡等を公有化する場合に経費の一部を補助。

(補助率：80%)

文化財第二課の概算要求について②

3. 平城及び飛鳥・藤原宮跡等の保存整備等

平城及び飛鳥・藤原宮跡地等の維持管理を行うとともに、保存活用のために必要な整備等を実施。

4. 近現代建築資料等の収集・保存

我が国の近現代建築に関する図面等の劣化、海外流出や散逸を防ぐため、国立近現代建築資料館を拠点としてアーカイブの構築等を図り、次世代に継承する。



【企画展】

2020.12.10[木]-2021.2.21[日]

工匠と近代化 大工技術の継承と展開

日本のたてもの 自然素材を生かす伝統の技と知恵

(開館時間：10:00～16:30)

<事業内容> 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において、配慮すべき事項として「**専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと。**」が挙げられたことを受け、令和元年度より新たな研修制度を立ち上げ、地域の文化財の価値を発見し、それを地域振興に活かすことができる人材を養成するため「**文化財マネジメント職員養成研修**」を実施する。

文化財専門職員の資質向上に関する研修の実施（文化庁事業）

目標：地域の文化財に関する高度な知識を活かし、文化財の総合的な把握と活用をマネジメントできる専門職員の育成

1. 文化財を総体として把握する 2. まちづくりや地域振興に活かす



様々な文化財を総合的に把握するための知識・能力

価値を次代に継承するために必要な措置を執るための知識

文化財保護に関する考え方や各地の取組に関する知識

文化財の価値に応じた創造的な活用をマネジメントする能力

- ・ 受講対象は都道府県、市町村等の専門職員のうち、豊富な文化財保護行政の経験とそれぞれの地域の文化財に関する高度な知識を有する者 約2,700人(地方公共団体等の文化財専門職員)
- ・ 年2回開催 各回4日間13講義(東日本と西日本 各回定員 100~120名を予定)
- ・ 令和2年度修了者実績(見込) : 令和2年9月開催、東京会場 40名
令和3年2月開催、京都会場 66名(予定)
- 〔 令和3年度予定 令和3年8月末~9月初 東日本
令和4年2月 西日本 〕

地域の特色ある文化財の価値や魅力を発見し、それを施策に反映する能力をもった人材を育成する。
文化財の保存と活用を適切に行うことを通じて地域アイデンティティの構築、地域の活性化・観光振興を実現する。

趣旨・目的

- 我が国には約400の水中遺跡(※)が存在することが確認されており、これらは我が国の成り立ちや海外との交流の歴史を知る上で欠くことができない貴重な文化遺産。
- しかしながら、水中遺跡保護に当たっては、以下のような課題が顕在化。
 - ①水中遺跡保護に関する指針の未整理
 - ②水中遺跡の保護に関する具体的な手法の未整備、国及び地方公共団体における体制の未整備
- ①は平成25～29年度に調査研究を行い『水中遺跡保護の在り方について(報告)』を作成して目的を達成。②については、『発掘調査のてびきー水中遺跡調査編ー』(仮称)を作成して、国民の共有財産たる水中遺跡を確実に未来へ継承。

令和3年度における主な事業内容

1. 「水中遺跡保護検討委員会」での審議

- 代表的な海域別の水中遺跡調査・モニタリングを行い、保護すべき水中遺跡の指針や水中遺跡の保護に関する具体的な手法を議論
- 水中遺跡保護に当たって必要な体制整備を議論

2. 『発掘調査のてびきー水中遺跡調査編ー』(仮称)の作成

- 標準的な埋蔵文化財の調査手法等をまとめた『発掘調査のてびき』(文化庁作成)の「水中遺跡調査編」を作成することで各地方公共団体における水中遺跡保護を促進

3. 諸外国の事例調査

- 諸外国における水中遺跡保護に関する動向等に関する調査
- 水中遺跡の調査・保存方法と活用等の在り方についての指針・人材育成等の検討



倉木崎海底遺跡
(鹿児島県宇検村)



水中遺跡調査の様子

工 程

30年度

- ・「水中遺跡保護検討委員会」の立ち上げ
- ・『発掘調査のてびきー水中遺跡調査編ー』(仮称)作成開始
- ・諸外国の事例調査(東南アジア・東アジア)

令和元、2、3年度

- ・「水中遺跡保護検討委員会」の中間まとめ
- ・『発掘調査のてびきー水中遺跡調査編ー』(仮称)の取りまとめ
- ・諸外国の事例調査(ヨーロッパ・オセアニア)

4年度

- ・「水中遺跡保護検討委員会」の最終まとめ
- ・地方公共団体への普及啓発

(※) 水中遺跡：海域や湖沼等において常時もしくは満潮時に水面下にある遺跡(ダム・溜池等の水面下の遺跡は、陸上の遺跡として把握されるため対象外)

※令和2年度第3次補正予算額(案) 2,407百万円 + 令和3年度予算額(案) = 23,027百万円

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実するとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を実施し、保存整備や活用等を推進する。

◆天然記念物緊急調査 27百万円 (27百万円)

事業内容：天然記念物の生態・分布調査
補助対象：地方公共団体 補助率：50%

◆史跡等保存活用計画策定 100百万円 (100百万円)

事業内容：史跡等の管理基準の策定
補助対象：地方公共団体 補助率：50%

◆天然記念物再生事業 100百万円 (100百万円)

事業内容：天然記念物である動植物の生育・育成環境の維持・復元等
補助対象：所有者、地方公共団体 補助率：50%

◆天然記念物食害対策 200百万円 (200百万円)

事業内容：天然記念物である動物に起因する農林産物等の食害対策等
補助対象：地方公共団体 補助率：3分の2

◆文化的景観保護推進事業 272百万円 (272百万円)

事業内容：重要文化的景観内の建造物等の修理・修景、防災施設設置等
補助対象：地方公共団体 補助率：50%

◆発掘調査等 3,002百万円 (3,002百万円)

事業内容：開発等により破壊される恐れのある遺構等の発掘調査、記録作成等
補助対象：地方公共団体 補助率：50%

◆歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 5,624百万円 (6,106百万円)

事業内容：史跡等の魅力を広く発信し理解してもらうため必要となる保存修理、防災対策等
補助対象：所有者、管理団体、地方公共団体 補助率：50%

◆名勝調査 15百万円 (15百万円)

事業内容：測量図、実測図等の作成、史資料の所在調査・整理・分析等
補助対象：地方公共団体 補助率：50%

◆地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 550百万円 (550百万円)

事業内容：埋蔵文化財の公開活用等を行うために必要な設備整備、普及・啓発等
補助対象：地方公共団体等 補助率：50%

◆重要文化財等防災施設整備(記念物) 727百万円 (900百万円)

事業内容：必要な防火対策、耐震対策に係る施設整備等
補助対象：所有者、管理団体、地方公共団体 補助率：最大85%

◆史跡等の買上げ 10,002百万円 (10,308百万円)

事業内容：地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対して補助を行う
補助対象：地方公共団体 補助率：80%



ガイダンス施設整備状況
重要文化的景観
「新上五島町崎浦の五島石集落景観」
(長崎県新上五島町)



発掘調査状況
史跡「周防鑄銭司跡」
(山口県山口市)



擬宝珠橋の復元整備状況
史跡「鳥取城跡」
(鳥取県鳥取市)



災害復旧工事の状況
(斜面保護のアンカー施工)
史跡「丸亀城跡」
(香川県丸亀市)